

吉川市水道事業開発給水取扱要綱

平成11年1月18日
吉川市水道事業告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、吉川市水道給水条例（昭和54年吉川町条例第2号。以下「条例」という。）第2条に規定する給水区域における宅地造成並びに住宅団地開発又は共同住宅、中高層建築物、工場、店舗その他の建築物の建築（以下「宅地開発」という。）に係る給水（以下「開発給水」という。）に関し、給水の適正化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 宅地開発の事業主は、次のいずれかに該当する場合は、吉川市長（以下「市長」という。）と開発給水について協議をしなければならない。

(1) 計画1日最大給水量が5立方メートル以上の場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が協議を必要と認めた場合

(開発給水の申請)

第3条 前条の規定に該当する宅地開発の事業主（以下「事業主」という。）は、開発給水申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(開発給水の原則)

第4条 開発給水は、周辺地域における水圧及び水量に影響を及ぼさないものでなければならない。

2 開発給水にともない配水管の布設又は改良工事（以下「配水管布設工事等」という。）を必要とする場合の当該配水管は、将来に渡り当該地域における給水に支障がないものでなければならない。

(開発給水の承認)

第5条 市長は、第3条の申請により開発給水を承認したときは、開発給水承認通知書（様式第2号）により事業主に通知するものとする。

2 事業主は、開発給水承認通知書の内容に異議がないときは、同意書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(配水管及び給水管の布設工事の施工)

第6条 配水管及び給水管の布設工事の施工は、市長が承認した市指定給水装置工事事業者が施工するものとする。

(開発給水の変更)

第7条 事業主は、開発給水を変更しようとする場合は、開発給水変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(開発給水の中止)

第8条 事業主は、開発給水の中止しようとする場合は、開発給水中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(開発給水の事業主名及び住所の変更)

第9条 事業主は、氏名又は住所（法人にあっては、主たる名称又は代表者、事業

所の所在地)を変更する場合は、氏名等変更届(様式第6号)に変更の事由を証
す書類を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

(配水管等の寄付)

第10条 事業主は、開発給水により設置された配水管等の施設を、市の工事検査
合格後に、市に寄付するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、開発給水に関し必要な事項は市長が別に
定める。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年吉川市水道事業告示第10号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。